

## 道央廃棄物処理組合職員通勤手当支給規則

(平成26年4月1日規則第14号)

道央廃棄物処理組合職員の通勤手当の支給に関し必要な事項については、千歳市職員通勤手当支給規則（昭和39年千歳市規則第2号）の規定を準用する。この場合において、同規則の規定中「千歳市」とあるのは「道央廃棄物処理組合」と、「市長」及び「千歳市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。